



学 習 会

60分学習会モデルの構成

1. 子どもの未来アクションについて
2. 見ようとしなくては見えない、子どもの貧困
3. 貧困が子どもに与える影響
 - ① 健康が心配です
 - ② 学力が心配です
 - ③ 貧困の連鎖が心配です
5. 「こどもまんなか社会」
6. 子どもに寄り添う市民活動
7. 私にできることを考えよう
8. 支え合い、助け合える関係を取り戻す

1.子どもの未来アクションについて



貧困をはじめとする子どもを取り巻く多様な課題に気づき、
学び、語り合い、行動することから
共感の輪を広げていく運動です。

1.子どもの未来アクションについて

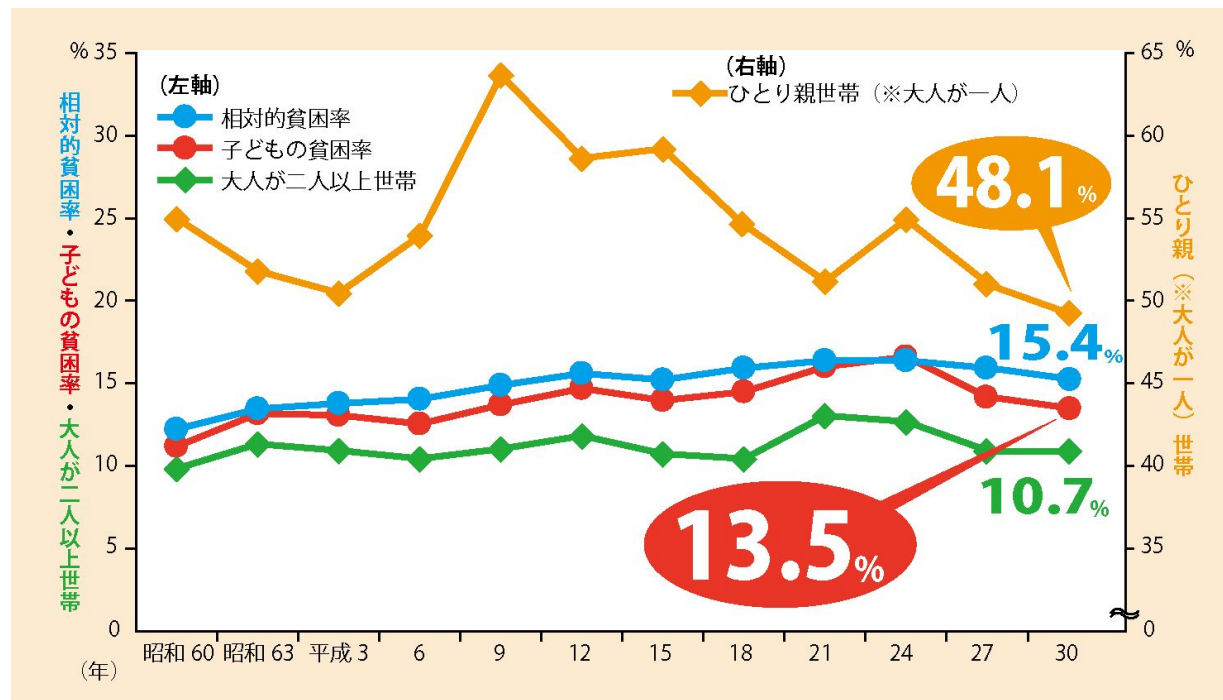
いま、 この問題に 取り組む 必要性

NPO法人
こどもソーシャル
ワークセンター
代表
幸重忠孝氏



2.見ようとしなくては見えない、子どもの貧困

7人に1人が貧困 子どもの貧困率13.5%



令和元年 国民生活基礎調査より作成

2.見ようとしなくては見えない、子どもの貧困

7人の子どもがいれば、
そのうち1人が、貧困状態です。

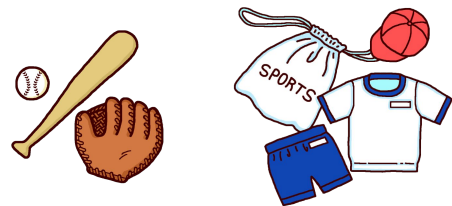
……と、いわれても、私の周りには、
そんな子はいないと思うけど……。



相対的貧困

平均的な家庭の子どもなら
あたりまえの環境や体験が
経済的な貧しさから
与えられていない状態

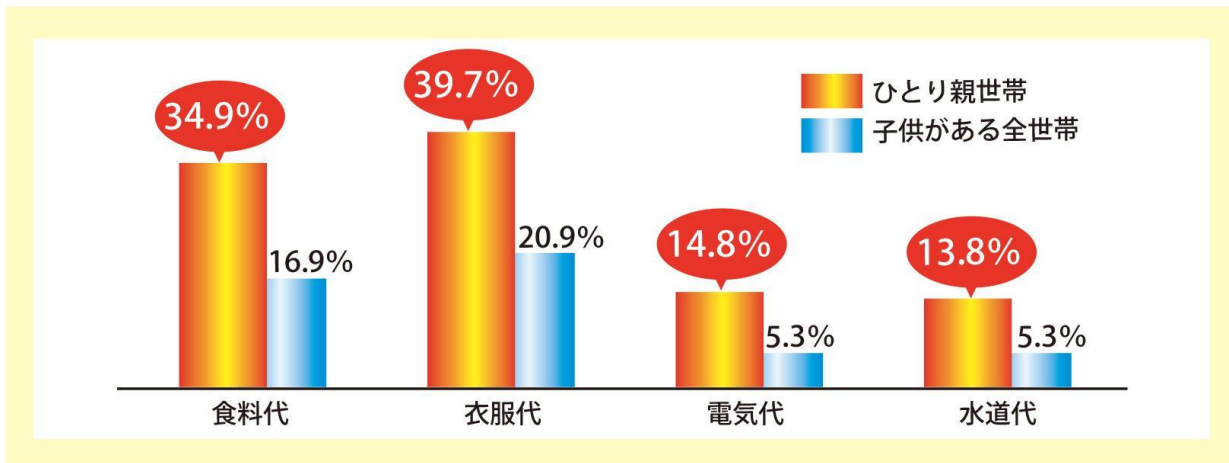
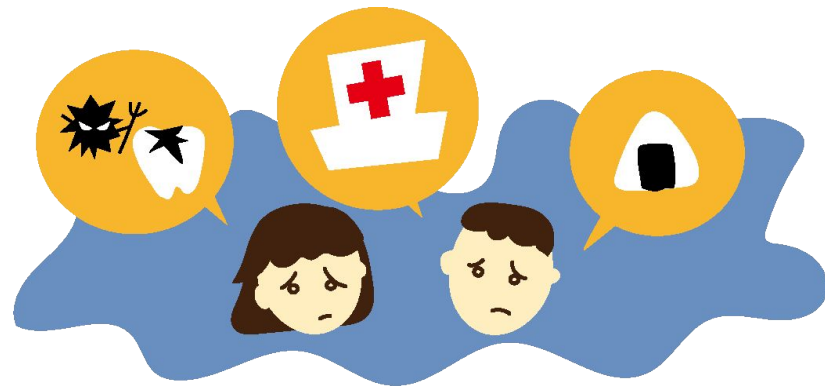
見ようとしなくては
見えない
現代の子どもの貧困



3. 貧困が子どもに与える影響

健康が心配です。

◆ お金が足りなくて、家族が必要とする
〇〇が買えなかった・払えなかった経験
(平成29年)

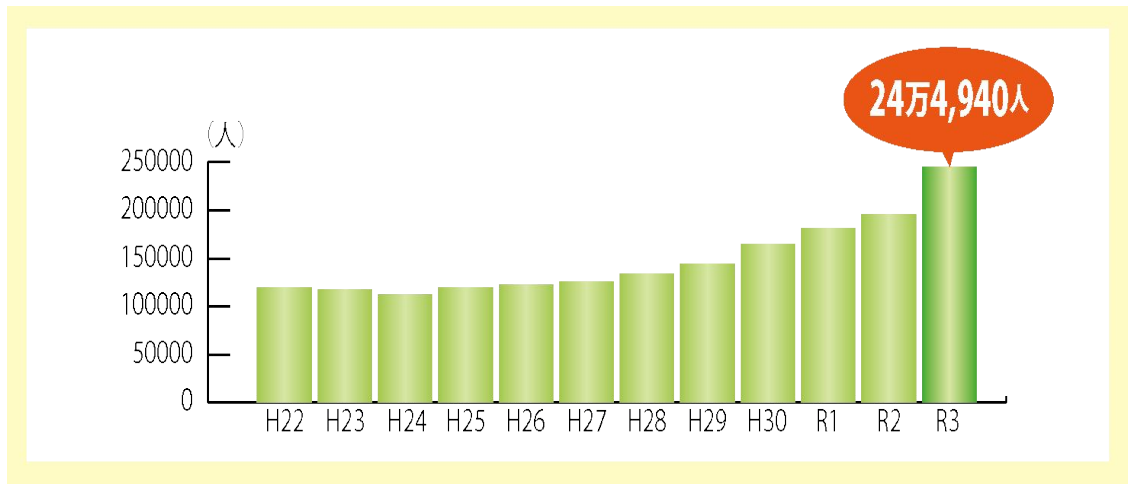


出典: 令和3年度 子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況(内閣府)

3. 貧困が子どもに与える影響

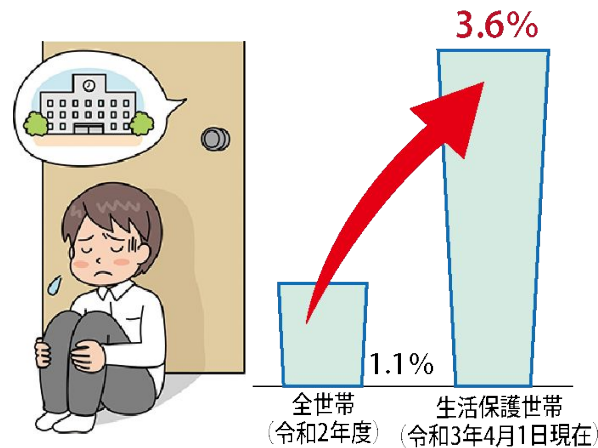
学力が心配です。

◆急増する不登校(小中学生)



出典: 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について (文部科学省)

◆高校中退率



出典: 令和3年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施の状況 (内閣府)

3. 貧困が子どもに与える影響

貧困の連鎖が心配です。



子どもは
「生まれてくる環境」を
選ばません

子どもの貧困は
「貧困の連鎖」を
生み出します

「よりよい社会」を
子どもたちに渡すのは、
大人の役割です

4.「こどもまんなか社会」

「こども基本法・こども家庭庁」

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的な権利が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な権利が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達に度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達に度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのこと、最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。



すべてのこども・おとなに知ってほしい

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法とは？

パンフレットがダウンロードできます。

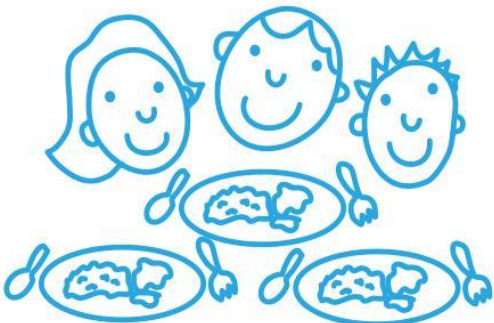


4.「こどもまんなか社会」

子どもの権利条約4つの柱

1.生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。



2.育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや感じるものの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



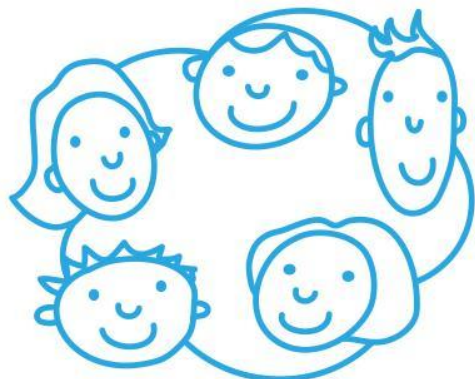
3.守られる権利

あらゆる種類の虐待(ぎやくたい)搾取(さくしゅ)などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4.参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできること。



4.「こどもまんなか社会」

42,000人が社会的養護で育っています



4.「こどもまんなか社会」

きやくたい

増え続ける児童虐待



児童虐待の分類

①身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

②性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

③ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

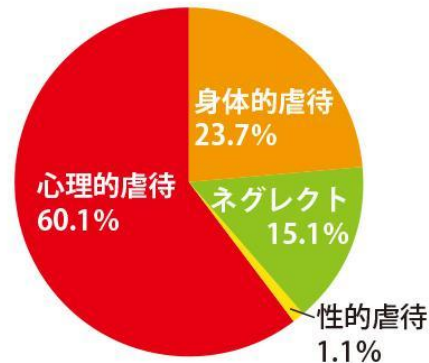
④心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など



※一部の電話番号はつながりません。※通話料がかかります。

- 心理的、身体的、ネグレクトと多い虐待割合（令和3年度）



出典：厚生労働省「令和3年度児童虐待相談対応件数（速報値）」より作成



面前DVは
心理的虐待
警察からの通告の6割

4.「こどもまんなか社会」

ヤングケアラー

病気や障がいのある家族・親族の介護など、本来、大人が担う家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。

中学2年生の17人に1人が
ヤングケアラー
半数近くが「ほぼ毎日」
平日で1日4時間
家族の世話をしています。

出典：令和2年度厚生労働省調査

過度な負担

学習や教育
友人との遊びや交流
体験の機会
などが乏しくなる

さまざまな影響が
心配されます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出展：厚生労働省ホームページ

5.子どもに寄り添う市民活動

子ども食堂

学習支援

体験活動

「子どもの居場所づくり」

フードバンク

フードドライブ

フードパントリー

子どもの見守り支援

子どもの生活支援

ヤングケアラー

奨学金

外国ルーツの子どもの支援

ひとり親家庭への支援

生活困窮世帯の子どもへの支援

寄付



5.子どもに寄り添う市民活動

子ども食堂

NPO法人豊島子ども
WAKUWAKU
ネットワーク
理事長
栗林知絵子氏



学習支援

一般社団法人彩の国
子ども・若者支援
ネットワーク
理事
山浦健二氏



5.子どもに寄り添う市民活動

フードバンク

認定NPO法人
フードバンク山梨
理事長
米山けい子氏



5.子どもに寄り添う市民活動

「こどもの居場所づくり」

自分自身が好きなことや、興味があることをしたい

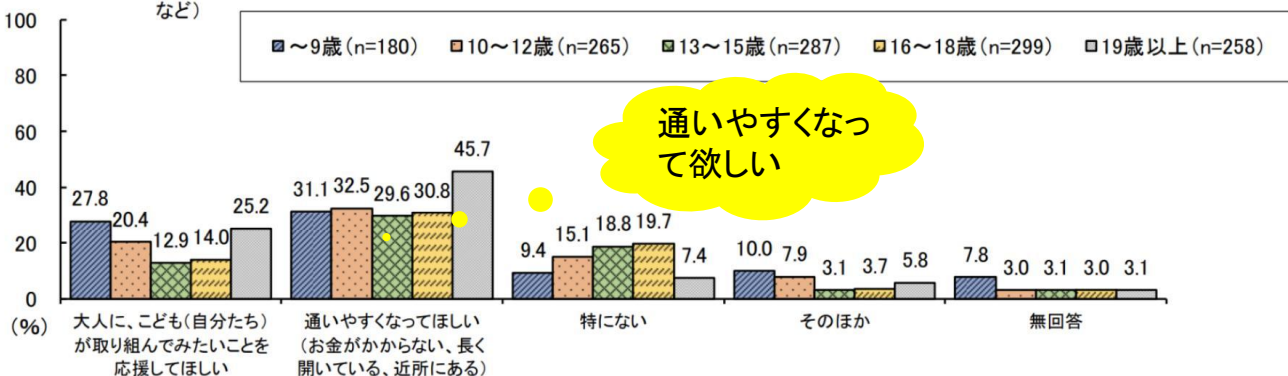
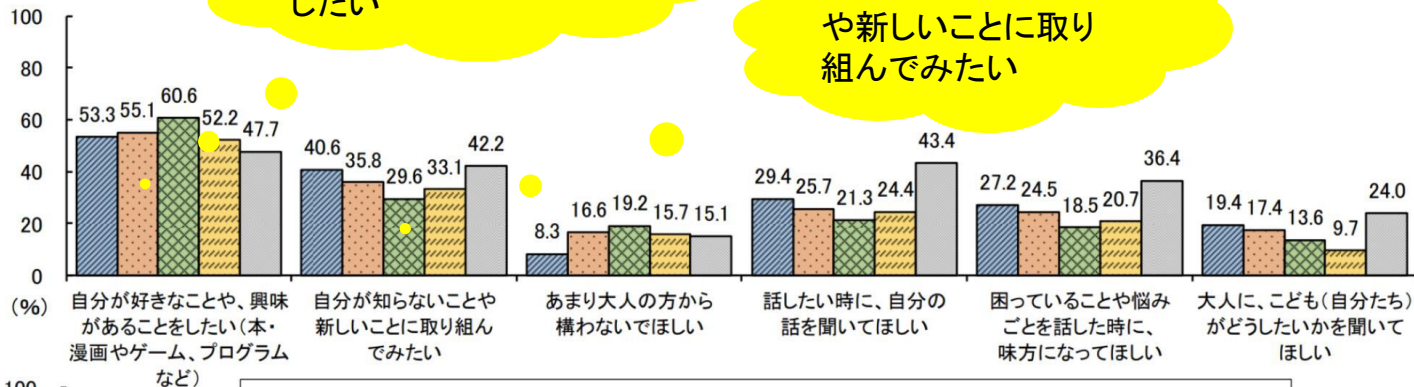
自分が知らないことや新しいことに取り組みしてみたい

「こども・若者」へのアンケート調査

年齢別、居場所への要望

居場所でやってみたいことや、もっとこうだったらいいのにと思うことはありますか。
(複数回答)

出典:こども家庭庁「令和4年度こどもの居場所づくりに関する調査研究 報告書概要」



通いやすくなって欲しい

5.子どもに寄り添う市民活動

「こどもの居場所づくり」



「こども・若者」の声を軸に
居場所づくりに
大切にしたい視点

“居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままですらわれること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居ただけ居られること
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気に

“行きたい”

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行きつけがあること
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること

“やってみよう”

- いろいろな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること
- 一緒に学ぶ人、学びをサポートしてくれる人がいること
- いろいろな機会があること
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

「わたしの」




7. 支え合い、助け合える関係を取り戻す

関係性
の
貧困

孤独
孤立


さい
18歳以下のみなさんへ
なゆ まどぐち しょうがい
悩みを相談できる窓口をご紹介します
探してみる

あなたはひとりじゃない
内閣官房 孤独・孤立対策担当室

 孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

あなたのための支援があります
制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣官房 孤独・孤立対策担当室



支え合い
助け合い

7. 支え合い、助け合える関係を取り戻す

子どもの貧困 を生み出す 社会

東京都立大学
人文社会学部
准教授
室田信一氏



※室田信一氏は、2023年4月現在、東京都立大学人文社会学部の准教授をされています。動画は以前に撮影されたものです。

